

RG 救対

ニュース No. 3

一、 巻頭言 1

二、 より強固な革命家の組織の建設にむかって進もう 坂井亨直 6

三、 森人化・獄中死攻撃についての報告 田中正治 13

四、 獄中からの報告 (一) 大杉範夫 21

五、 獄中からの報告 (二) 境 雅子 27

六、 金の卵たる中卒者とは、ワイフ職業革命家の軍勢の
ことを言(マンノヤ) 患 浩司 33

七、 起訴状についての意見表明(要旨) 竹内 毅 42

巻頭言

目

讀者諸君は胆に命じるベシである。

二月七日・八日、警視庁は吉田・我妻両同志を爆取三条で逮捕し、二月九日にはニュース編集委員会、救済・協同者へのカサ入れ攻撃を加えてきた。そして、二月十六日には黒田同志を東拘から引き出し「有印私文書偽造・同行拒」なる罪名で再逮捕した。更には、獄中に対しては接見攻撃が強化され、文書差し入れに對する締め付けも強化されてきている。東京地裁十三部は、何ら正当な理由なく、マルシヨアミーの利益を代弁して、統一公判を拒み続けている。

この二種の事態は、10・13以降の攻撃、獄中同志に対する接見攻撃にもかかわらず、枚々かあくまで党活動を持続して進んでいることに対する対応である。政治警察・裁判所・拘留所が、どれ程、党活動の破壊・地下組織の破壊(今回の場合、二つのメンバーを奪い去ることを企てた)に力を入れているか、

内容はいかなるものか？ すなわち、司法官廳は、列々の場所から押収された物を構成すれば「爆発物の所持」にたとえコミット・テニチナリで、三条での逮捕・起訴にふみ切ったのである。彼らにとって「RSGをくづす」ためには、公判維持ハズシでもよくない。こののであり、なくすることによって、自らかどかれ、非法憲法破壊のためにマルシヨアミーに忠誠しているかをもう一度示したのである。

思同志に對する「有印私文書偽造」攻撃に至っては明らかに別件逮捕であり、思同志の獄外の党活動への復帰を阻み、地下組織をドーカツし、秘密活動を攻撃するものである。すなわち、勾留状の「犯罪事実」にいつ「……同系の非公然組織活動に専従するにあたり他人に力をつけること」といって、自己の身力を配置しようとするか」。

しかし、政治警察は地下組織を破壊するにばかり
は。いかに、政治警察・裁判所から我々を分
断しようとも、党組織の基礎に中央集権主義の思想を
おいて我々はすべて党建設の新しい段階をめざして進
んでおり、これまで以上に中央集権主義に徹しよう
としている。このことを地下組織の強化であるから
である。政治警察の動向は、このように我々の党活動
に対する抑圧の表現でもあるのである。

①

去る一月二十日、朝日新聞夕刊は我々の対ニエ
ス発行について報道した。いわく「四月三日東京府以
下連綿文書破壊事件を起し、昨耳秋、警視庁公安部
に十万人と大量の連綿者を出した共産主義者同盟」云
々のが、これまでに三回、小冊子を出した。各口で
『RG対抗ニュース』。連綿されたRG活動家の近況
報告、RG再建の展望、といった内容で、連綿が幹
部から下級兵士まで根こきされたこともあって、強

気の発言の裏にまっぴり反骨や勇氣をのぞかせてい
る。……ペしゃんにつぶれたRG組織、しかしXX
の報告に感服し、RG再建を叫ぶ活動家も出てきてい
る。……」

朝日新聞と警視庁の目的連携が、高木某の正体
はもはや知る人ぞ知るものである。この朝日新聞の
報道は、二月に入ると例年通り強化月間に入った政治
警察の新しい攻撃を、我々の予想通り、正当化するた
めの世論操作としての意味をもつたのである。

組織再建に向かつては死闘を血まじりにあげ、生意
気の対抗ニュースに續ぐつわを始めた。皆さん拍手か
まっせと、いつわけである。

だが、政治警察とマスコミの狙い及向であれ、我々
は昨年以降の極端攻撃に對して、組織を「ペしゃん」
につぶれたわけでは有り、従ってまだ、対抗ニエ
ス発行によって、組織の再結集が進められていたわ
けでもない。我々は旧来の組織活動を新しい条件の下

で継続しているものであって、対抗ニュースはその組
織活動の結果なのである。もちろん対抗ニュースの発
行は、我々の組織活動の再建の試みとされていること
は言わずもたない。だから、そのもとに引用する能かも
ない朝日新聞は「反骨や勇氣」をこきりと強調し「ペ
しゃん」につぶれたことを露骨に「付録」は「はらばら
」なのである。

我々同志連綿に際してのキャンペーンは、「過激派」
の軍隊工作にマルジヨマ階級など程を飾しているな
ど示しており、公然非公然の軍隊工作破壊を遂めるこ
とを合理化するためのものである。我々は、政治警察
の新しい攻撃のうちに、むしろ彼らの反骨意識を誇り
ることまでできる。政治警察は彼ら同志連綿の攻撃手
の前にはすすべを知らなかった。この向の爆取攻撃に
おいて彼をいられた接線連綿センターの仲間達を捕ら
し、対抗活動は、連綿が、正骨が、接線禁止で拘禁
されてくる彼ら同志連綿の活動活動を保障し、この向の我

我々の活動は、高揚したものであった。……

こ、政治警察はある種の敗北感を持つたようである。
つまり、主として訓練された職業革命家ならなり
指導の中央集権化の覺に對する責任の地方分散化を
現し、秘密の技能を集中し連綿のその他の技能を專
化する。……非自覚の路線に對し、我々の側のこ
つたの失敗を手なかりに攻撃をあげたもの、そ
の攻撃の狙いであった組織破壊に成功せず、逆に我々
が失敗の教訓を學びつつあり、彼をいられた。……

もう、我々は、まだ十分に失敗の教訓をくみあげ、
党建設の新しい段階を切りひらくまでには到っていない。
……二回生の連綿は、半は偶然のものといえる。我々
が文書を軸とした党活動に移行するに、……
まだ訓練されては、……を示すものであり、……
層の勢力の必要を示している。……我々
は我々の将来に對しては、……

このニュースを手元に戻した項には、公判を次々と押付けていることである。従って我々は二度に公判闘争の方針について明らかにしてあげたい。

會中の同志達の基本的態度は、当局の長期拘禁の攻撃に對しては、いささかなく、拘禁の期間を革命家の學校として位置づけ、對に對する責任を果してゆくというものである。我々はすでにこれまでの党建設のオニ段階において、會中黨員に對して學活動を保障する体制を築きあげてあり、我々を拘禁することについては組織を破壊することにはなない。

獄中同志達に對する拘留と重刑攻撃は革命戦争に對するマルジョアミーの報復であり、我々はそれを右營として受けとめると共に公判廷を階級闘争の一つの戦場として把握し、マルジョアミーの報復に對して反撃し、資產主義と革命党の眞正活動の場としてこれを利用しなげばならぬ。

我々は裁判に關しては何の幻想も持っていない。我々に對して押付けている法廷はマルジョアミーの法廷であり、マルジョアミーによる階級裁判なのである。

マルジョアミーは自からの階級的利害に社会の一般の利害の形態をまねて、国家意識としての法体系をのみ出している。裁判官の役割は、マルジョアミーによるマルジョアミーに對する抑圧を法(社会の一般)的利害の形をとっているマルジョアミ(にもとづく)公平に位置として宣言し、マルジョアミーの階級的利害を所江することにあるのである。

従って我々は公判廷において「國家は階級支配の幀であり、一つの階級が他の階級を抑圧する幀であり、階級の衝突を緩和しつつ階級的抑圧を合法化(強固なものにする)秩序をつくりだすものである」「一ニニ」國家と革命」と(二)ことを具體的に暴露してゆくであろう。

以上の原則的は態度をふまえて、我々(國際非合法)

党建設にむけての系統的の位置を獄中同志の任務として秀出する。その態度は、以下の六項である。

- (1) 我々は國際非合法黨建設の路線を堅持する。
- (2) 一九七一年に斗われた革命的左翼の武装闘争、革命戦争の開始の歴史的正当性を主張する。
- (3) 我々の今日までの党建設の地平(オニ段階、オニ段階)を正しく継承する。
- (4) その上になつて、今回の弾圧を許した我々の弱點をも正しく反省し、より強固な非合法黨建設の道を進む。
- (5) 全國的政治新聞の計画を實現し、組織に對する中央集権化と更にむける責任の地方分散化の原則を實現し、秘密の任務の集中と運動のその他の任務の専門化を勝ちとり、より強固な系統的な秘密活動なる口し

闘争大衆とのつながりを確保し、我々の戦線を拡大していく。

我々は、現任はあも継続している政治警察による組織破壊攻撃と斗争し、他方では統一公判に敵對している裁判所と斗争しつつ、10・13以降の事態に對する総括討論を組織している。CRF我對ニュース「二」を國論文「黨建設の新たな段階のオニ歩を切り拓くもの」には、10・13以前の中央委員に對して提出された二つの論文を、我々(黨建設)の新たな段階を切り拓くこと(二)に對しての重要問題を提議して(二)るものとして受けとめ、ニュース編集委員会の責任で抄録して(二)るものである。我々の総括討論の成果については(二)ハニュースに掲載する予定である。

(一九七七年 三月 田口)

(6) 今回の弾圧に對する反響をバネとして、より広

より強固な革命家の組織の建設にむかつて進もう

坂井与直

東海に移筆してから一ヶ月半ほどが過ぎました。

私の報告を行う前に、私を含めた東海在籍の同志のほとんどにかけられている弁論以外との言論禁止、文書の授受の禁止の攻撃の不当性をまざまざと暴露し、弾劾しておきたいと思ひます。「刑法」第一条にかけられる理由のあるものと認め、東京地裁は述べられているわけですが、「進んで罪証隠滅の恐れ」があるといふこと、商業新聞も諷刺されていふこととは、どのように関係しているのか聞きたいものです。東マリア反日武装戦線の諸君にも、すでに一月半もわたつてこの攻撃が行われているわけですが、これは全くの階級的報復であり、我々の政治活動を妨害し、破壊しようとする以外の何物でもありません。しかし、我々はこの攻撃に対し、単に弾劾するだけに終るつもりは毛頭ありません。このようは事業を「プロレタリアート」がどう面

わびて知り、それについて長く考えることによつて、今日の國家が「プロレタリア」独裁の國家であることを根本的に理解し、自らの経済的解放の目的には、この國家を粉砕し、「プロレタリア」独裁権力を樹立すること、義務的であることを理解して、斗いに決意する日か必ずやってくるでしょう。そして、我々は我々自身のやり方で、今日敵の攻撃をはねかえし、組織活動を続行してこのことを誇りをもって明らかにしておきたいと思ひます。

更に、私は昨年十一月二十五日をもつて、毒物劇物取締法違反の容目で起訴されたわけですが、本月一日七日、東京地裁古賀宏之兼事は、火災類取締法違反の罰金を私に追徴して来たことをも弾劾しておきたい。私の指示により「丁君」所持していたとされるセクリン酸

のうち、約半量は劇物ではなく、火薬であるといつては、私の早期釈放を伺つても阻止しようとして、警察・警察は頭をいなり、例の「科挙鑑定」なるものをやり直してのせう。その他にも彼等のいくつ々の汚い意図が伺えます。しかし、このようは始末な手段にあらうとは、すでに始つてゐる我々の新正は斗いに打撃を受けることにはできません。全ての敵中・敵外の同志の同志も、私はこの新正は斗いに向ひ、より強固な革命党として共産主義者同盟（及び）を打ち破る発展する事業に参加していく決意です。

新正は東海警察攻撃にありました。政治警察は、自らの手で、このよりより権力め家々を捜索を行つておきながら、私への取調への中では次のように発言しています。「これで赤報系は壊滅だ。おに残つて組織を立て直さうとする人間なんかいない。君が釈放されても誰も相手にしてくれない。少なくとも今までの間だけのあつた人間は信用してくれない。組織することもできない。これだけ迷惑をかけたしまったんだからな。」「誰も恐ろしくて泣きつて二ないよ。」「それとも、もう一回いすから作り直さうつもりか、どうなんだ。」

へ政治警察の攻撃に反対し、より強固な非合法法建設建設の道を進もうと、今日私は私に待たせてはわれは政治警察の取調への中から、典型的なものをつくつた格に出し、報告に代へたいと思ひます。

このように述べた上で政治警察はあつたまじくも「指導されて来たすべての覚悟」を「人民大衆」になり代ると称して、私への「責任追及」を「腹面」もなく行つていきます。そして、その結論がふるつていきます。なんと、私が政治警察に屈服して、我々の政治主義は、りとも供述すれば、家宅捜索されて近所から白眼視された

今回の政治警察による我々の弾圧の一つの特徴は、な

りして迷惑をこうかした人達や「人民大衆」も、あ

さういふ目的でやっていたのかと少しは納得するだろう
うと云うのです。是非、私を被疑罪を認めて自決す
るならば、あめ、あの人をすいぶんついでに用いて
責任をとってやるんだ。あ、今までもうんだり、怒
つたりしていた「指導されてきたすべての覚悟「ヤ」
人民大衆にも心をかわらねばならぬ」といふのです。ま
んと鉄面皮の主張ではありませんか。政治警察こそが
我々を逮捕し、手当りしたこの家宅捜索を行なったの
ではないか。ところが、政治警察は弾圧されたのは弾
圧された側が悪いのだと居直り、うらむなら革命家を
うらめど民衆をささぐります。おまけに弾圧された責任
をとって革命家は政治警察に屈服しろ、さうすれば、
同志連や支持者の人々を喜ばせようといふのです。我
々は「これは政治警察の厚顔、卑劣を決して許
すわけにはいきません。政治警察の攻撃をうけたすべ
ての人々を階級的に憎しみを彼等に向けたまっけ、政治
警察にこの革命戦線とロスマンマーとの分断攻撃を

はねかえし、新たな、更に強固な土を打ち固めてこ
くことにならねばならぬのです。我々は必ず最後
の勝利を手にすることを信じてこよう。
今回の我々に対する弾圧に際して、政治警察からの
うらな手口を使ったかについては、同志連による調査
が進んでおり、適当な機会に調査結果を公開できるこ
しよう。我々への弾圧は決して、非合法建設の「控
制」も不可能性を証明したものではありません。七一
年くらいなら進行し、おそろく七五年東アジア及び
我戦線の諸君の斗争、東亞回廊の復讐斗争に対する
容疑の中で拍車がかけられたものと想われる今日の政
治警察の「被疑警察」化は、合法組織には重く置いた
覚建設にまっけは、決して、直の意味での共産主義革
命運動を組織するに必要ないことを示すことにはな
り示しているのです。組織の成員とその存在を、見
全に政治警察によって把握されるような状態を、今日
建設している限り、その境は、決定的な戦いの際にこ

つでも一斉格闘を許さぬことをこのため、意識的
地帯域を固め、政治警察の許容範囲の運動にこの
からいかに口から出す。向題のキーは、革命家の
訓練にある。いわゆる革命的左翼は、五十年代の
後半から成長してきたといふ歴史的制約の中で、戦前
一戦後の日本共産党の非合法活動の経験から大きく言
って切斷されてあり、一九五五年以降の日本帝国主義
の高度成長、その相対的安定の空気を吸って育ち、知
らず知らずのうちに合法主義に馴れてきた。こ
れに対して、日本の政治警察は、戦後の戦犯追放の時
期において空白はあるものの、朝鮮戦争下において反
動的回復を遂げ、ほぼ戦前の非合法警察の「伝統」を継
承した上で、戦後民主主義的形態文化を伴って、今
日存在しているのです。ですから、今日準備されてこ
る革命家の訓練は何よりも、この敵味方のギャップを
埋めるために、非常に意識的に行われる必要がある。
この訓練は、理論的・政治的・組織的に行われなくては

はならないのです。我々自身の五十年間の活動をしっか
りと継承し、過去のすべての経験を固内一固外をわ
ずはらひ、また、今回の弾圧の教訓をみにつく
て、我々は自分を訓練しつつあるし、今後も訓練する
であろうし、訓練し続けるであろうといふことをまず
述べておきたいと思えます。政治警察の攻撃は、決し
ていわゆる「革命戦争派」にのみ向けられているわけ
ではありません。朝鮮半島への日本帝国主義の侵略
がますます強化されている中で、KCTUAと隣り合った
結核した外華警察の攻撃が在日朝鮮人に対して向け
られていることは周知の通りであり、最近の公安二課
による竹竹争議への刑事弾圧も際立っています。少数
の職業的訓練をつんだ革命家を、仕事は一切の秘密の
我々その手に集中するにこよって、運動を政治警
察の破壊から守り、労働組合その他様々な合法的
に存在する大衆組織の活動をより広く、内容豊富に
のびることを固められている。その二つの公安二課

能です。我々は秘密を保つ能力を徹底的に身につけて、
子下持又力を身につけなくてはなりません。そのよ
うな活動によってこそ、労働者階級の経済的解放に向
けた斗争を進められていくのです。また、今日複雑な
存在している反動的域内平和の体制を打ち破り真の意
味でのプロレタリア国際主義を実現していくことまで
至る。曲題のオニは、専門化ということではありません。
非合法組織は少数の革命家によってのみ維持されるも
のではなく、合法的な活動家が必要であり、文書やレ
ターの配布者、労働者のサークルやグループの組織者、
また通信員が必要で、更に運動に奉仕する多種多様
なグループ（たとえば秘密住宅の組織のための、「財政
収入事業」を組織するための、協力者になる官吏、ス
パイ監視の、単人、武器調達等のためのグループ、運
送員、文書保管を任務とする人等々）が必要で、あ
らゆる種類の斗争に対するゆきまが必要なのです。我
々の場合、この専門化の問題を三二年以内解決しな

らも、いまだに不充分であったのであって、その原因
は、第一案に上げた革命家の訓練の問題、及び秘密の
技能の集中の問題と不可分に関係すると私は考えてい
ます。すなわち、「確固たる理論的基礎に立って、社
会民主主義的機関（今日では共産主義的機関）を
駆逐する組織」の問題であり、「一言の言はば、専門
化は必然的に集中化を前提し、また海に専門化によ
って集中化の絶対的必要になるのである」と「プロレタ
リアン」は言っています。

今日、階級斗争が新巨に昂揚しつつある中において、
マルティン・アミーカ職業革命家の存在を憎み、革命党と
プロレタリアートとの結合を恐れている例を、私の取
調べにおける政治警察の発言から、もう一つ引いそみ
ましよう。なんと次のようなものです。
「でもこの革命が出来るかのように騒言うこと

まわって、労働者から金をまき上げて食って居るので
うつ」「労働者は、君達からも搾取されているのでは
ない」「金を出す方も出す方だ。馬鹿でいかにい
かす」。君達はサキ師だ」
語るに著らるるこのものはありません。政治警
察の歯牙しりか聞えます。このようは言葉を吐いたあ
とで、「だてに今、今の世の中は矛盾が多い。不捕を
持っている人間は多い。君達も、でもしは革命を
できるものに確をしても、でもされる労働者はいる
かも知れない」と、彼等自身がつぶやいて言います。政
治警察こそ、労働者に対してデマゴギーをぶりにキキ
革命家に対して民衆をあおり、そのおかしさしている。し
かし、自覚した労働者は決して政治警察のデマゴギー
を信じるものではなく、その邪悪な意図をばつきりと見
抜くことのできるのです。今日の社会に於いて、生産
手段から切り離されて居る労働者は、生産手段の所有
者である資本家に経済的に支配されて居ます。労働者

はある時間を無報酬で資本家のために（及び資本家の
労働者たちのために）はたらかざりて、自分の生活
のために働くこと、すなわち生かすことを許されてい
るのです。このようは経済的地位を自覚して、自らの資
本家への経済的服従が「あらゆる形の隷属、あらゆる
社会的悲惨、精神的退化、政治的従属の根柢にある」
（マルクス第一インターナショナル一般規約前文）こ
とを自覚した労働者は、単に労働力販売の有利な条件
を獲得するために斗争したのではなく、自らの経済的解放
のための斗争に立上ることは当然ではないう
た。そして、「有産階級の集会的な力に抵抗する斗争
に於いて、プロレタリアートは、有産階級によってつ
くられたすべの古く政治に反対する別個の政變に自
分を組織するにしようとするのみ、階級として行動する
ことのできる」（マルクス 第一インターナショナル
一般規約 第七条の）と述べられているように、労働
者階級の経済的解放、共産主義革命の事業は、複雑な

各方面にわたる分野での斗争を要求するものであり、
折竹者階級は自らを「一つの政略に組織する」といふ
この外、この事業に勝利することを目指すのです。こ
の共産主義政策は、「ひとり、この当分の企業集団
にたいしてはなした、現代社会のすべての階級に対
して、組織された政治勢力としての国家にたいして、
折竹者階級を代表する」といふことを目指すべきだ
ものでなければならぬのです。今日の社会を資本主
義社会であるかぎりにおいて、また、帝國主義といつ
上部構造を持つた社会であるかぎりにおいて、共産主
義政策を支持し援助する折竹者はどんどん増え、こ
れ、決して減りはしないでしょう。そして、ますます
広範な憤激が広がりつつある折竹者の隊列の中から風
潮は折竹者革命家の一群を送り出されてくる日もやっ
つくるでしょう。

すべては、革命家の積極性、精力にかかっているの
です。今日の階級斗争は、明らかに自然発生的な昇揚

の初まりを告げています。そして、革命組織の成長と
発展がすでに立ち進んでいる。余りにも立ち進んでい
るのです。我々の望みの反撃は、この立ち進みを真に支
援した方たちでの階級闘争による反撃をしなければならま
せん。今、我々は新たな総躍の条件を手に入れたとい
うことも言えます。獄中―獄外のすべての同志の一体と
なった活動の中で、我々はこのように階級闘争を必ずや
りてくるであろうことを約束して、報告を終わります。

一九三七年一月十七日

廃人化・獄中死攻撃についての報告 田中正治

へはじめに

大阪拘留所における鈴木国男君、東京拘留所におけ
る永田洋三君、神奈川拘留所における川島義君、鳥取
刑務所における山藤有吉君をはじめとする幾多の共産
主義者、非合法闘争、軍事組織の構成員に対する廃人
化中死をねらった攻撃が、警視庁、警察庁、裁判所、
監獄当局によって、現在、計画的に組織されてい
る。一九三九年以降、非合法闘争と軍事組織によって組織さ
れてきた革命戦争階級闘争の時代の到来にその原因
がある。

資本家階級は、経済的存続の維持と折竹者階級を鎮
壓させておくという根本的階級的利益が根柢から崩
れようとしている時代の到来を彼らの階級的本能で
感じており、極度の恐怖に陥りつつある。従って共産
主義者と折竹者を長期拘禁するだけではだめで、

廃人化・獄中死攻撃を計画的に組織せざるを得なくな
っているのである。

この様な時期に、この回のメヤヤは経験と報告し
ておくことは私の折竹者階級に対する義務であると考
える。

- ① 私は二回生検前、瀧野等により急性腎盂腎炎を
発病した。数ヶ月前の入院中の抗生物質投与により、
肝臓、胆のう、胃腸炎等を併発し、そこで現在のマル
シヨア西洋医学の根本治療とこの治療法から決別し、
自主治療をしながら非合法闘争の仕事に従事してきたの
であるが、10・13に始まる今回の共産主義者同盟（R
G）に対する警視庁の一連の攻撃の過程で、「取り調
へ」に玉川署における代用監獄の劣悪な諸条件により、
12・30腎臓病が、再発した。

警視庁へ入松署に於ける警視庁公使部の刑事達は、「指導者としての責任論」をまず攻撃した。それと私を「落せばいい」と思ふや病気の回復に於ける攻撃に切り替え、長期刑・食中死のオオトシ、脱走のオオトシ等、罵詈雑言を述べ、引つはる、スカシ、ササマキ等々連日連夜「調べ」を行った。それらは私の肉体的拷問以外の何者でもなかった。

だが、柳井は反抗を呼び起す。資本家階級とその下僕共に対する階級的憤慨は骨髄までしみ込み、全身に蓄積され、斗争の決意をより一層固めさせてくれた。それのみならず、敵の思想攻撃は皮肉にも反面教師として我々に多大の教訓をもたらしてくれた。現にもたらしてくれている。

② 爆取カネ秋放後、警視庁玉川署に移監されたが、この代用監獄の諸条件は極めて劣悪であり、都心に比べたかえりなく、食事は加工食、極めて悪い油を使

用した魚肉のフライ中心の野菜、豆類、海草、小魚類はまったくとこの程度なく、太陽と緑は運動時間も当分の量を確保してやるという状態であった。

このような条件下では、自然食の身内持ち込みを部分的に勝ちとり(刑争の前での差し入れ品の飲食は又私署においても玉川署においても拒否して来た)、30分間の食事時間を確保出来た。警察当局の様々な攻撃で斗争はなから生活して来たが、年末の寒波に於いて肉体を対応させざるにたかたか急激に病弱となり、再発した。

すなわち、12・30から始った下腹部の激痛(膀胱炎)は、12・31には尿管へ、更には腎臓に拡大し、12・31から1・4まで果はまったくとせざるに量の血尿が一日数回出るという状態になり、7まで後に進む薬を薬と職業以外は食事はまったくと扱われなかった。

12・30発病から1・7東病病舎移監までの間、荷車可ハキ等は以下の諸病である。

(イ) 12/31から1/3までの間、柳井弁護士の接見連発要求を拒否し連日連夜拒絶した。彼らは「正月期間原則として接見を差し入れ等は許可しない」として拒絶を繰り返して来た。拒絶は「お前も病弱だから」「お前も病弱だから」「お前も病弱だから」等々。正月期間のことども、接見に病気の都合、至急に連絡が当分の間に必要なのだ。

(ロ) 12/31から1/6まで、警察指定の病院ではなく私の指定する病院(漢方医)に於ける自費治療(監獄法や茶にもとづく)を要求したが、警察当局はこれを拒絶した。

(ハ) このような状態では、警察の指定する西洋医の無力を証明するために長谷川病院の診断を受けた。12/31、1/1、1/2までの診断は、私や膀胱炎、尿管炎、腎臓炎と自費治療を言っているにもかかわらず、それらを見ない。急性腎炎(お前も)、血尿の出る急性腎炎なのである(と「誤診」し、お前も)の言葉と類

判罰を扱った。「誤診」である(この)は、1/4には腎臓炎である(と)を認めているからである。しかし、私はこの「誤診」の真相は、代用監獄での囚徒にさせられる(と)を警察に証明してみせるために絶望的に急性腎炎を言ったのではな(い)かと考えている。(ハ) 警察指定の病院では治療不可能であり、自費治療が好まれている条件では治療は出来ないので判断し、私は当局に対して武蔵小山を警察法の腎臓病の購入と使用許可を申請し、当局は許可した。正月間々々「せ」ているのめんどろく「せ」と考えてた勝手は薬を買ってきて使用させるも、効果なし。

(ニ) 1/30からの病状、断食状態に陥る病弱が、極度に進行するに及ぶと当局上長部はあわてた。お前なら、華陰を進行するならば腎不全、尿毒症まで進み、執行停止、裁判もでき(ない)状態になり彼らの階級的利益をたぶなわれると判断したのである。

この時期(1/30)に、私は前記の腎臓病及び大高

警察の購入使用許可を再度要求した。彼らは執行停止等を阻止する手段を持たず、結局私の治療を認めない以外に方法がなかったのである。

(2) 薬方薬と毒素の使用により、1/4朝、尿が出始め、最悪の事態は回避された。人間の生理的抵抗力を最大限發揮するために多少の断食を行い、その上で毒素と薬方薬を使用することにより、治療に対する思慮にもとづく実地的処置は、1/3に勝利した。現代のフリスコア西洋医学の主義の思想も、敬慕は甚だ証明されている。警察指定医に従って、抗生物質の投与と彼らに与る食中毒法を履行していったら、腎臓炎から腎不全、尿毒症への道は、不可避であったろう。

(3) 1/5に選任弁護士と交渉はその指定する医師による診断を行ったため、玉川署上医師を差遣したか、玉川署(三井某)は、不当にもこれを好意で、一般面会による医師の面談をも拒否し、診察させなかった。警察は彼らの階級的利益に合致する限りで治療をするの

であって、それ以外は一切好意することか、1/3でも証明された。

(4) 1/5、玉川署は他方、私を要求して1/5に1/4もかわらず、警察指定医による診察と検査を、私の抵抗にもかわらず、暴力的に強行した。選任弁護士からの指示による診断治療が手配され、執行停止申請書類が提出されたことを知った梅原君、玉川署に届は、拘留に同意されることを「証明」し、執行停止を阻止する手段として、長谷川病院における診察と検査を、暴力的に行おうとしたのである。

(5) 結局、警察指定医でさえ、代用監獄での勾留や適当と認めざるを得ず、他方での弁護士からの治療要求で執行停止要求もあり、1/7で東拘置舎移監で、早々に釈放せざるを得なかったのである。(診断書1/7)「尿毒症(血毒)尿結石症の疑い、検査の必要」というものであり、尿検査の結果は「細菌無数」等であった。()

発病の原因は、オート、リノールSリノールの警視庁公安部(今田等)の加えた連日連夜にわたる「取り調べ」「肉体的拷問による、肉体的衰弱であり、オート、岡公幹部による代用監獄(拘留所)生活における獄中強圧である。すなわち、差し入れ妨害、食後の休養時間の前除、着せを通じての様々な妨害、心理攻撃、睡眠妨害、寒さを利用した攻撃等。オート、玉川署の好意は諸条件である。

(3) 警視庁公安部は、私の場合、代用監獄の好意は諸条件を利用して、病気に対する攻撃を中心にはならず、事実上の肉体的拷問を加え、長期刑にするというシムによって、結局、「獄死を脱出た」を追ったところ「現在の事態の核心がある」と考える。

(4) 西園寺に対する、我々の基本的態度は、資本家階級などの下僕共に対する階級差、是れが竹内省階級に対する責任(責任)を押しつけ、是れを警戒をもって、容れ

ることである。これ抜きにして、一切の、医療上の要求は無効であるどころか、敵に利用されるもの以外の何者でもない。なぜなら、良薬を許すことは、少くとも、その時点では敵に力を与える、屈服への道を清めようとしているのであり、敵はその道を大急ぎで歩ませるためのみ、要求を認めるのであるから。

(4) 他方、医療等の要求を實現する方式、態度もまた、西園寺の火花を散らしたシムであることと、知らねばならない。この点での、この向の私のヤメやかは容れを、まごめておこう。

(5) 弁護士、救援連絡センター等律外と結合して、獄中でも、差し入れに対する警察の妨害を、排除するシムを組織すること。

(6) 夜間「取り調べ」の拒否。
(7) 警察指定医にたいしては、自費治療による指示拒絶を準備しておくこと。

(二) 毒才兼、毒素等が監督が必要は医薬品を使用するさう、既成毒素を作り上げていくこと。(毒素はシニウスと同じ扱ひである。)

(丙) 警察病院等、警察指揮医への一方的連行に對しては、拒否すること。(は、医師法)

(四) 以上の様は要求等を「要望」のみではなく、「要望」する場合も、取り調へせざるは、留置場で行つたあるには、裁判所に対して行なう。獄外と結合した、獄中者の実力斗争(断食や、最も鋭い形態)で実現すること。(獄中者の実力斗争抜き、獄外での抗議や大衆斗争はほとんど無効である。簡単に約束は、警察にまつて破られてしまふ。)

(五) その治療が長期にわたれば、多くの場合、薬物にまつて本物の病人、更には病人にされてしまつた當分の医療にたまることなく、われわれの自主的医療で、健康に對する根本思想にまつて、対応するべきである。これらの方法こそ、當分の病人化・獄中死

へあわりこく

以上のような諸才兼は、もちろん、事態を根本的に変革するものではない。それらの諸才兼の実現は、在監者の肉体的・精神的退化を防禦し、戦斗力を高めることなどの目的であり、革命戦争に階級戦争・ブルジョアリマート独裁を準備していくための現存に於いては不可欠な手段として暫時もつて革命の利益のため、「根本的変革」を準備するために利用されるべからぬに事柄である。

東京・横浜・大阪・千葉を長取でとて全副軍々種々の監獄で、みだに「犠牲を伴つた事業」の軍事的懲罰がかけられているにもたかわらず、このようない事態は結局、資本家階級とその下僕共を養肥させずに「あかぬ」にしよう。

なぜなら、こうして抑圧は、女産主義者と女竹者、非合法職員と軍事組織の構成員達の敵に對する階級的憎悪の精神を1.0の倍にも高めるだけではない。彼ら

攻撃に對して、我々かゝるべき基本的態度であり、その結果、健康回復をもつて、彼らの攻撃を無力にし、粉砕することも可能なのである。

(六) だが、それらは基本的態度であつて、それのみに限定することは、誤りである。なぜなら、監獄では悪い条件化に陥るからである。従つて、われわれは差し入れ、自費治療、医薬品の自由使用、食後の休養、夜間取り調へ拒否等をめぐる斗争を、獄外と獄中の斗争を結合させて、組織しなければならぬ。

(七) 更に、上記のよう斗争には結局、代用監獄撤廢の斗争に結果されなければならぬと考える。

〔編集委員会 註〕

代用監獄の実態については、校後連絡センター発行『知られざる拷問』、同編集『現代日本の監獄』、『監獄規則改善提案』に於いて参考。

の不屈の斗争は、獄外の女竹者階級と被抑圧大衆の極めて広汎な層を自覺した生活に引き込ませるを得ないからである。女竹者は不可避的に「軍事監獄」に於ける生活から「非竹監獄」に於ける生活と極めて類似してゐる事を知るであらう。マキとムナになる女監。その時、彼らにとつて三種の「監獄」の壁はとけなくなつてしまつてゐる。

女産主義者が位導する「獄中からの」思想は、獄外に於ける政治的宣伝と組織化と殆どもなつて広汎な女竹者・被抑圧大衆とらとつたのである。

資本制生産様式は、一方では、女竹者階級の生活状態の内に資本家階級に於ける憎悪を蓄積し、不満を叫び、女産主義革命の成功を助け、自らと水に參加していかざるを得ず、現存社会を破壊せんを得る原因を日々生み出しているのであり、又、他方では資本の集中と女竹の社会化とは、女竹者階級が新しい社会に女産主義社会を建設しようとする物質的基礎を日々生

お出ししてゐる。

階級斗争の除々に、又、激しい道程が資本家階級とその下僕共の斗争にまつて社会主義の前進とその勝利を押しつけるとき、彼らの著胆と恐怖とは底知れぬものばかりであるのだ。

以上

〔編集委員会 註〕田中同志は、三月四日、2・14事件（赤軍派との党系斗争）の最終陳述において（1）今回の一言逮捕、家宅搜索、肉体的拷問等あらゆる手段を用いた我々に対する弾圧を階級の情態を二めて弾劾し、

（2）政治警察の弾圧の動機が、思想的には革命的マルクス・レーニン主義、政治的には党の労働者階級との結合関係と革命戦争、組織的には党とその軍事組織を地上から抹殺することにあることとをばくろすることにも、その動機を實現することなど不可能であることを明らかにし、攻撃によつて我々を鍛え上げられてあり、「革命は煉獄を添してやつてくる」ことを明らかにし

た。

（3）次に、7・6事件以来の赤軍派と我々との党系斗争を総括し、その中に2・14事件を位置づけ、2・14事件の不可避性を両者の組織問題、党内党系斗争に対する態度から必然化されていったものとして明らかにし、2・14事件に対する政治警察の弾圧が、西軍派組織を壊滅させ、革命の根本問題に対する思想をつかむことを目的としたものであることとをばくろした。

（4）更に、非自覚な党と軍事組織の必然性、武装斗争の不可避性、社会主義運動の物質的基礎を明らかにし、当面する党建設の實踐的諸問題と党系斗争への真面目な取り組みを要するに於けることを明らかにした。

判決は 三月十一日である。

獄中からの報告(1)

大杉 範夫

昨年十一月十七日に爆発物取締罰則（以下、爆取と略します）二条違反容疑で逮捕され、そして、起訴され、現在、私は、東京拘留所で不当な拘留生活をおくっておりますが、獄中でも、ひきつづき党活動を行い、党に対する責任を果してきたいと思ひます。

直接的には、昨年十月十三日から始まった政治警察の意図的な攻撃によつて、わが同盟は大きな打撃をうけ、多くの人が一時的な意気消沈や混乱に陥つたかもしませんが、私たちは、これを克服し、私たちにとつて歴史的ともいえる、にがい、つらい体験をすみずみまで総括し、教訓を得ていくことが必要です。さしあたって、私に課せられた義務は、取り調べに対する私の斗争と教訓の報告だと思ひます。

岩間取り調べ官は、「黙秘は容易だが、供述はつら

く、勇気がいる」という名言をはきました。私は「容易」な方を選び、そうすることによつて、被抑圧人民の利益を守るための民主主義的権利である黙秘権を防衛する義務を果すと共に、組織に対する義務を果しました。

私が黙秘することができたのは、多くの先人たちの経験が支えになっていたからです。三浦取り調べ官は「救済連絡センター発行の『救済ノート』を念頭に置いて、私に『おまえは教課書通りやっている。次つかまつたときは、そうしないだろう。』と言っていました。教課書通りと言われることは、あまり不名誉なことではないと思ひますが、多くの人の取り調べに対する経験が蓄積されている『救済ノート』の黙秘のすすめに従つと同時に、私は、私たちの同志たちのかつての経験と教訓にも学んで黙秘をしました。三浦は、「足田は、完全勝利だと言っているが、完全することは、かえつて自分がやったといつてゐることになるのだ」

とへらす口をたいていました。これは、足田同志の『赤報』三号紙上の「獄中からの報告」のことと言っているのですが、足田同志がこの報告で主張しているのは、とりたてて「完熟り勝利」ということを述べているわけではなく、政治警察との闘いということを強調し、取り調べも「まっぴらに斗争である」として「完熟」とは、獄中においてもなお、プロレタリアートの利益を代表する組織の一員として斗争するときの「一歩の形態」であるということなのです。この足田同志の経験と教訓に学ぶと共に、更に、私は、竹谷同志の自供の総括にも学びました。

竹谷同志は、一九七三年五月二〇日付の牛紙（『赤報』十三号参照）で、次のように述べています。「私は、『自供』することによって、他メンバー追求の材料を与え、秘密活動を破壊する手がかりを与え、敵階級、政治警察が、プロレタリアート人民に対し、非法党への不信を煽り立てる材料を与え、敵を勇気づける

ることによって、利敵行為をし、共産主義者としての最低の義務を放棄し、党中央に対する責任を放棄し、RGとしての組織的位置及び組織的任務を放棄したことを、再度、自己批判します。」

この足田同志と竹谷同志の経験に学ぶのであれば、あといくつかのキ口を使って攻撃してくるものから、うちかば（これはそれほどむずかしいことではない）、黙秘は簡単なことと思えます。

なお、救済及び救済連絡センターの方々の差し入れなどの御尽力、そして、弁護士先生方が何度か接見に足を運んでくださったことは、大いにはげましになりました。ここでお礼を申し上げておきたいと思えます。ただ、今回の場合は、政治警察の攻撃によって、しかも、『救済』紙の表現によれば、『組織絶滅型爆取弾圧』によって大きな打撃をうけ、私たちは、特殊な悪条件下におかれていたわけで、だから、私たちがいくつかの組織的欠陥をもちながらも、正しい党建設

の道を歩んできたという確信をもち、再建への、新たな党建設の段階を、この悪条件で切り拓いていくという、こと、そのための条件として、黙秘するということが要求されていたと思えます。

取り調べの警察官たちは、「組織はつぶれた。君も責任をとって出直せ」と合唱していましたが、さいわいにも、一部の不慮な状態にあった同志を除いて、みな黙秘であったことは、新たな段階への第一歩を勝ちとったといえるでしょう。（私も、他の同志と同様に「隊長として部下の責任をとってやれ。それは、法律

的責任以前の道義的責任だ」、「部下に責任を負わせ、そのうえ、部下の家族にまで犠牲を負わせる気が」、「年老いた親をどうする気だ。心配させるな」、「おまえは、重刑だ。供述すれば情状となり、軽減の対象となる」、「供述して早く刑を終えて、活動を再開した方が得ではないか」、「人間として、われに帰って責任をとれ。」などと言われ、「自白強要」されました。

だが、これらのことについては今回はふれません。さて、周知のように、私は、爆取一条違反で逮捕され、起訴されました。

あるとき、三浦は、私にむかって、「大杉よ、なぜ犯罪があるのか、わかるかしら」という傾向をぶつけてきました。答は、「法律があるからだ」というものでしたが、いくら罪刑法定主義だといっても、私は、言っている人の立場によって、意味がちがってくると思えます。

ブルジョアジーは、プロレタリアートを経済的に隷属させ、それを基盤にして、国家権力をにぎって、政治的にも支配しています。刑法は、プロレタリアートを政治的にも支配している。そのブルジョアジーの階級的意志をあらわしている一つの法律ですから、ブルジョア国家権力の一つを構成している政治警察の一員である三浦が、「法律があるから罪がある」と言う場合、それは、実に、ブルジョアジーの意志にやからうって反

抗する輩は犯罪者なのだ、ということも明らかに表現していることになりました。この点からいっても、わたくしが逮捕され、起訴され、これから裁かれようとしているのは、ブルジョアジーの階級的意志なのだといふことですから、公判斗争は、プロレタリアートの階級斗争の場としても斗われねばならないということになります。

今回の政治警察の攻撃は、一方では一九七一年秋の戦斗に対する報復でもあるわけですから、公判斗争の準備のためにも、この一九七一年秋の戦斗についてふりかえっておく必要があります。松浦棟事の発言からとりかかりましょう。

取り調べの中で、松浦棟事はわたしにこう言いました。「君たちは当初よりまちがっていた。まちがいは二つある。武装斗争と非法党建設をすすめるようにしたことだ」と。

この松浦は、水戸殿氏が、『反爆取』オ三号の中で

浦は、「武装斗争は誤り」と言うことによつて、党とプロレタリアートに、武装解除を押しつけようとしているのです。さらに彼は「非法党建設も誤り」と言う。非法党建設ということの中には、政治活動が制限されていても、なおかつ「自由」に革命運動を進めていく条件であるという概念が含まれています。彼はこれを嫌ったのでしよう。なぜなら合法党であれば、彼らにとっては操作介入しやすいから。合法党でやれということも、支配階級の立場から露骨に要求したものが、先の言葉の意味あいなのです。

ところで、松浦は、非法党と武装斗争を常識としているわたしに、なぜ無意味な討論だと思わずに、先の議論をふっかけてきたのでしようか。彼をそのようにつき動かしたものは何でしょうか。わたしには当初よくわからなかったのですが、これは、やはり、おそらく、彼の非法党と武装斗争に対する憎悪と恐怖のなせるしわざだろうと、今ではそう理解しています。

「近頃の新しい関係の検事などは、なまじの活動家などよりは、ずつとその関係の文獻などによく通じている。頭でっかちの活動家などは、コロリと参ってしまう」と言っておられるその「新しい関係の検事」の一人だと思われませんが、松浦がわたしたちのことについてよく文獻を読み、「よく通じている」とは思われませんか。わたしたちが当初、党名改称して、共産同(RG)として出発したとき、単に「武装斗争」と「非法党」を党派性にして出発したのではないから、彼が専断をふまえて「よく通じている」とは言えません。この点については、また後でふれるとして、先述した松浦の言辭の意味するところ、その階級的性格を簡単に暴露しておきます。松浦は「武装斗争が誤り」と言う。彼がこのように言うとき、彼は、自分たちの武装と強権を背景にして言っているのだ、ということをはなれてはなりません。ブルジョア国家権力の暴力装置として、プロレタリアートの階級斗争に対峙している松

さて、次に、先述したように、松浦は専断をふまえていないと、わたしが言った点についてです。

というのは、一九七一年当時、すでにわたしたちの間では、非法党と武装斗争は常識化していたのです。つまり、武装斗争ということとは、革命的左翼の間では一九六七年以来からの世論であったのであり、また、非法党ということに関しては、オニカブンドの終わりにぐういからささやかれていたものであり、は、は、ブントの地点では、それをはっきりと主張していたのでした。だから、わたしたちが党名改称して、共産同(RG)として出発したときの党派性は、無関係でないにしても、別なところにあったのです。

簡単にその特徴をふりかえっておくならば、当時、党建設のオニカブンドにおいては、は、は、路線を継承発展させる立場から、オニにわたしたちは「プロレタリア階級は、この現実の階級対立の非和解性から出発しブルジョア国家権力を暴力によって打倒し、プロレタ

リア独裁権力を打ちたて、労働の経済的解放、賃労働制度の廃止、私有財産制度の廃止を勝ちとらなければならぬ」というマルクス・レーニン主義の根本原則を復権させ、わたしたちの全ての実践の根拠とする」とオニに、世界第一のプロレタリアート独裁を国際的党派斗争の基準として、国際非合法党を建設すること、オニに、スターリン組織観、すなわち「基本組織は経営細胞論を克服して、政治局は軍事委員会、R.G.P.政治軍隊を党中核とする非合法党を建設すること、オニに、「現在の米帝国主義を中心とする国際反革命軍体系とソ連社会帝国主義の武装反革命、それに対決する中国共産党、三大陸人民の民族解放戦争」という国際的な反革命と革命の対立の中で帝国主義階級斗争と革命戦争の側へ転換させるものとして遊撃戦争と斗争こと、この遊撃戦争は「日本帝国主義を打倒する武装蜂起の勝利を勝ちとり、世界第一のプロレタリア独裁をめぐる世界革命戦争の機関として、プロレタ

リア独裁権力の樹を勝ちとる」ことを目標とする」となどを主張していました。(引用文は、すれも「赤報」一号「秋々の立脚点と世界革命戦争」からのもので、これらの諸主張は、党建設のオニ段階とさらに発展せられました。)

そして、これらの主張をもって、スターリン主義や反スターリン主義の諸党派と党派斗争を行いつつ直接的には、革命戦争反対、解党主義の烽火一派、連合独裁、組織日和見主義の神奈川左派と斗いながら一九三七年以来、様々な斗争手段と斗争形態をもって「ケリヲ、テロ、平和的なものから暴力的なものまで街頭デモンストレーション、ストライキ、武器の種類の上から言えば、石と角材、火炎ビン、爆弾、そして銃を持つての斗争等々」様々な要求をもって、次々と斗争に参加して行く革命的プロレタリアートや先進的學生に対し、正しい共産主義的要求と政治目標をもって、非合法党建設と結びついた戦いを進めようと呼

びかけ、自らも斗争してきました。

いまだ、小さな党の試みではありましたが、一九三七年秋の、わたしたちの党建設の斗いと戦いは、以上述べてきたことに基づいていました。特に、わたしたちは、何よりもプロレタリアートの利益を守り、その独自性を発展させるという観点を貫いて、いくつかの限界や未熟な点がありながらも、党建設と戦いを進めてきたのでした。

結局、松浦が「当初より、武装斗争と非合法党建設が誤りであった」と言うとき、また、政治警察が爆撃攻撃によって、一オニでは、一九三七年秋の戦いの報復を行うとき、それは、更に、前述してきた、わたしたちの党建設と戦いの正当性に、当初より、階級的に敵対し、なまものにしてしようとしていたことを意味しているのだといえます。

今回の報告では、取り調べの警察官や検察官の特徴的な発言を取り上げて、その意味するところを暴露し

ながら、黙秘についてと、一九三七年秋の戦いに関する一つの事情について、ふりかえってみました。

これで筆をおきたと思います。

一九三七年一月十八日

獄中からの報告 (2)

境 雅子

へ始めの一週間

朝十時から夜九時まで審問の時間以上は取調へ。「君のやったことも一応の考えがあるだろう」と理解のポーズをとり、「黙秘している」と十年の極刑をとおとし、「子母を生んで女の幸せをつかめ、今ならさにあつ」と斬向をひんにすすめ、二十時間の生

「おまへ、さあ。」

〈中一週間〉

朝十時から夜十時まで。會事も朝會外は調へ室
でから水・休身時間ばかりなる。

陰に二もった調子で「拘留所・刑に所ないかに恐ろ
しいか例をあげて」髪を長くしているの生着だとい
う切られる。新入りは會事も凡百に入れずもらえな
い。黙秘を行くと担当にもいへずもらえぬ。黙秘す
る。その他異議を述べ説明する。黙秘している
「お前達は女利ばかり主張して義務を果さない。これ
だけ説明していろいろ赦さずやり情をかけたやうにい
る。黙秘もしていない。意志表示もしていない。電話だ
い。それでも人間か」となる。それでも黙秘すると
調へ中に親に電話していやならせよと、「バイタ、情
婦、公衆便所」等のありとあらゆる女性にたいするい
やめめ言葉を、三つばかりのなる。机をたたいたり
けくばしたりして目の近くまで大音でなる。そこで、

どらぬい時は仰ぐにたえない卑劣な話をして、自尊心
やプライドを傷つけることに全力をあげていた。

「総括してけろ」おきえ、黙っているのは何の理論
もないからだろう。ローザ・ルクセンブルクなんか知
っているか、お前達の理論を言っけろ」と、刑事由
の左翼用語辞典を見せながら、論争をい、かける。す
る。黙、二つと、「目つきが悪い。自信がないから
お前達の目を見ないだろう。右を向いた。左を向い
た。正面を見ない。相手をついた。人相が悪い。」
又、三度、立つことを要求された。一度目は大声でど
なり、二度目は腕を引っぱり上げた。三度目は五十大
舌を抗議した。おまへだ。

〈後の一週間〉

二週間には、あらゆる手段を知って、精神的にも肉
体的にも屈服させようと思つた。

毎日毎時、「懲罰を悪い反省しろ」といい、「言ひ
たくなければ書け」とい、之を紙と鉛筆を机の上に置く。

直産の「俺はお前に喋らしてもらわなくていいん
だぞ。それじゃ、あんまりお前がかわいそうだから、

話を聞いてやると言、なるんだ」といい、扇機は「お
前の持来を思うとかわいそうだから」と言、之ハントキを
目に赤く出さ出す。そこで、「二三日さき情をひけてき
ただんだから梅事さんに話すより遠慮に話してくれ」と
こびる。「だ、お前について書ける」と、直産は紙にさ
とめたものを、おまへに渡す。

(一) 組織は政治警察の攻撃にあって壊滅した。その後
括をどうしようとするのか。

(二) 日本国民としてどう用ひ。

(三) 家族に對してどう思ふ。

(四) 大體遠慮とはどう思ふのか関係か。

(五) これからどうしように生かすのか。

又、佐藤孝子に書いた「近かた女は指をすする。近
く女はかわいひか近かた女はかわいひか」と題す
る新聞切り抜きエッセーを渡す。

拘留所田浦示公判「証」の翌日は、三つともカンカ
ンに突り、「恩を仇で返す」「うしろ足を砂をかける」

「注意、お女一」と一日中大音でいひこす。

この二十三日の取り調べ期間に運動場を運動した
のは三度しかない。運動させろと抗議したら、「運動
はすべしを話したんややるんぞ。黙秘してるからダメ
だ」という。羞し入れば、「お前のためを思、之だけ
取、之やるんだぞ、ありなたく思」と必ずいう。

房々の生活はすべし、刑事に報告された。(例) 宣
言、うたされたこと、同居者との雑談を突ったこと。

生理用のナプキンを要求したら生理である、すべし
翌日、刑事の口から、取り調べの攻撃の材料にされた

。(一) 之の他、弁護士と会った。二二二二二二とこい
し「男に飢えや、之多情な女め」。「男の留置に

女は三歩さか、之道をあけなければならぬ」「新
入りの同居者のどうりを毎日どうえ、止たどと、刑事
の留置場生活の細部について書きいひやらせをする。

△二十三日間の刑事の言動△

「お前も黙秘しても猶ほ痛くもむりくもない。証
拠をバッチリおさえであるんだから。竹内や他の連
中が逃げたとお前が喋らなければどうしようもない
とは違うんだ。いいか、カンフもドラクシヤも皆つか
きたんだ。ただつかむ、たんかむも、証拠をト
ラック一杯残して置く。お前もだ。黙秘しても何にも
ならぬぞ。日本の裁判とは物証主義といふ、証拠
が決するんだ。お前も、お前達は警察は使ひようなん
がひりだと思、そのひも知れないが、情もあるんだ
ぞ。お前がすなおに話せば、梅事さんや裁判官の情を
よく、ここから出れるんだから。」

「弁護士や裁判の飛馬にのつて黙秘していろと十年
の刑だぞ。弁護士はお前のことごとくお前も、お前
組の利益しか考えないんだぞ。一回面会する毎に十
万円、親に請求するんだぞ。弁護士の言うことなど聞
くな。」

「お前はさう思た、その活動家、メタイアじゃあいな
だ。たいていこの類をいだろう。三田尻のボタ山ズ
ミも格、たうなにあつた。お前の名前は噂のたうま
たむ。日本人か。新軍兵のたうまに書いごたいだろ
うな。」

「黙秘するんだ、たうま、とこころ。裁判は、お前
達のいう人目裁判とは違うんだ。猶ほの確證をやるん
だからだ。お前も弁護士の言うことなど聞らぬいぞ。
拘留所、刑の所、獄中に十年入れやせよ。頭な少しか
かしていから、鬱気ショックにかけやせろぞ。女は二十
五すぎれば短いものにならぬ。刑の所を出たら四十
近いババアで、誰れも相手にしないぞ。それに刑の所
を出たら、お前も家族から目を離さず、お前もい、す
ぐに逮捕するからな。」

「逮捕するのは仕事なんだ。連赤もつぶした。京
井安原、神奈川左衛門もつぶした。お前もセンメツし
た。猶ほは人目の支持を得ている。センメツするまで

「お前は、何かいいことをしたつもりかい。さう
うな、社会のクズだ。三里塚の田舎に産んで、さう
同じゴキブリだ。さうは爆弾では河の罪もない市民を殺
しやが、その人目は誰れ一人支持しないぞ。日本共産
党だ、正しいとは言、正しいいぞ。宮本顕治の『明日
への展望』という本にはいいことか書いてある。読んで
みろ。」

「お前は、男に利用され、組織に利用されたんだ
。それに気付かず、留置場に来て来たの聞らぬいぞ
。今が一審考えなければならぬ時だ。世の中に男は
一杯いる。寒家に帰って、結婚して、子供を生んで、
親を安心させろ。それが一番の幸せだ。女の幸福は
結婚して子供を生んで、母となり男につくことだ。」

「組織の男にのつて、お前は河だったのか結婚しろ。
連赤の女だ、その女は梅事さんの女だ、結婚したぞ。
自分達の男に利用されたことを結婚したぞ。お前も考
えろ。」

逮捕し続ける。日本警察は優秀であり、警備隊はとり
わけ優秀なんだ。飛行機科学的で、発着機や燃料を使
い、入りユーターを知った。」

「お前がたい活動家は見たことない。正義な者
動家は、自分の理論はちゃんとはなす。お前のものは
いらぬいと、食事を食べぬいぞ。お前は奴らの捕虜に
な、ただだから、黙秘のしなす。口舌も、押所も
食事も拒否しろ。それが真の活動家だぞ。」

△入起訴後△

十一月五日、干り紙等の購入を看守に要求したら、
「徐の刑事に面会することはない、その」と拒否され
抗議したが「規則は規則だ」の一点ばり。この日、
度、弁護士接見があった。接見後看守の態度が変、
購入を許可した。六日には、自分と差入りを食へん
すことを要求した。すると直ぐと高根が来た。用をた
すねたら「取り調べ」との答えで、抗議した。すると

男の青年部長三人はきつさく入心と自弁を調へ室で
會々すのら出ろ」と言い、拒否すると「押印は必要
な書類があるから出ろ」と言う。それを拒否すると黙
って引き上げ、後で室内で差こ入心と自弁を食へさせ
た。以降は、取り調べなし。

へおゆりにく

以上は、警視庁への留置期間の様子です。

私は、取り調べにおいて、毎日毎日、牢獄ののりこ
り、作り話をもち、精神的・肉体的の辱めと侮辱を受
け、転向と自己批判、総括、論争を迫られました。

しかし、私は黙殺しました。それは、今回の押印は
R.G.をぬらいうちにしたものであることは明白であり、
取り調べという奴力の手中においてはいかなる自己
批判も総括、論争、弁解も、取り調べ官に對してこ
んはたさず、することはすべし、利敵行為につながら

男たちの攻撃の糸口と手びかりを与えてこきうと男つが
らなす。

そこで、取り調べに對する態度は、プロレタリア階
級とブルジョア階級の利害が非和解的に対立している
以上、自に對する義務であり、この義務を果すことに
つて、組織に對する中央集権主義の思想を基礎に
たし組織を、指導の中央集権化と對に對する責任の地
方分散化という原則に従って建設し、政治警察の攻撃
を無難のまゝとするこゝろであると思ひます。

以上。

金の卵たる中卒者とは、ワイラ職業革命家の 軍勢のほとを言ひマンノヤ!

恵 浩司

自分は六九年二月六日に逮捕されて以来、更に
七年ぶりにもたしても捕まってしまうのだが、この
七年間、政治警察は実に多くのものを蓄積しています
。二月六日の時に調べに當つた刑事は高井古署
の警備係であつたが、三度ほど簡単に黙秘調査を取
る時會つただけでした。しかし今回は、パワラレタ翌
日と期限の前日(つまり二日目)の二回黙秘調査を
取つたのですが、まるっきり奴らの対応が変化してい
ました。この質的变化を見極め、吾々がいかに対応す
べきかについて述べたいと思ひます。当時の実力斗争
を導いた活動家諸君達が逮捕される時、その多くは現
行犯逮捕であり、合法・半合法の組織に属していた。
このよつた活動家を政治警察が調べる時、調べの主眼
である組織実体の説明はほぼ把んでおり、証拠もあ

るといつことから長期拘留という強制では、用が
足りたと思われる。まだ成員の水準も不揃いであり
、自供するものは二三日で放り出し、黙秘するもの
は報復し見せしめとして起訴、長期拘留、高額の保
釈金という対応がほとんどであつたろう。吾々は政
府、政治警察、日共の一体となつた「一日軍政」
「自警団」の組織化による街頭実力斗争の圧殺から
学ぶ、非合法組織建設、遊撃戦の組織化に踏み込ん
だのであつた。階級斗争の実地教育により、多くの
組織が職業革命家の訓練、非合法組織建設へと進む
ことによつて、政治警察は従来の対応では決定的に對
応できなくなったのである。奴らはそのために被逮
捕者の転向、自供を強制させる専門家を養成し、訓
練しているのである。奴らは、日に一〇〜二時間×

二三日話し続ける事の出来るように政治、心理学をも勉強している。ヤマ、一方は自供に転向させるのに長期拘留という強制手段で、そのための専門家は必要とせず、他方は組織絶滅と「取調べ」の専門家を対応させる、ということのみで、二つの間の相違を御座居る。するわけにはゆかない。このように技術的に相違を把握すると、被逮捕者の政治警察との意識の教訓を何ひとつ学び、蓄積を怠らないだろう。敵が諸々の逮捕された活動家の調べから、その経験を蓄積し普及化して行くというのに、敵がどのような捜査、調べの質的転換をはかっているが、この変化は吾々の斗争の質的変化によってもたらされたものであること、この決定的意味をしっかりと把握せねばならない。

吾々は遊撃戦、非合法党、軍の建設へと踏み込んだけれど、このオーストリアブルジョアジーの同盟者、その庇護の下にある社会共と決定的に手を切り、プロレタリアートとアナルとは全く異なる独自の階級へと組織

吾々は、このような政治警察の非合法攻撃の質的転換をしっかりと踏まえ、被逮捕者に自供強制させる専門家のやり方を粉砕するために、奴らの仕事をバクロシ、粉砕してあげよう。これまで同志の「獄中からの報告」にあるように、奴らは調べる露骨に転向せよ、同志を裏切れと仕かけてくるのではない。奴らは同志に自主的な転向を促す手段を駆使してやるのである。例之は、日本共産党、日本労働党のやり方は、選挙、マスコミを通して労働者に語りかけるから多くの支持者を持つている。それに比べて君達はモスティーからまるっきり支持者がいらないではないか、更に君達は爆弾斗争でいたい誰に打撃を与えているのか。被害者は何の罪もないのしやケラーマンではないか。この人達が耳の鼓膜を破られ、身体の神経をマヒさせられているのを知っているのか、あの人は日本の裁判制度がウラメシイ、でたら犯人を自分の手で殺し首にしてやるといっているのだぞと。全く革命

するものであるということ。プロレタリアートの党の独自性を遊撃戦によって代表し、非合法組織によってプロレタリアートの党を独立の組織として確立したということ。この道のみが労働者階級の革命的な力を組織できる道であることにブルジョアジー、政治警察は恐怖し、半合法組織、合法組織へと返れ、と諸々の強制手段を發動しているのである。言いかえると自供に転向を政治警察がヤッキとやって強制するのは非合法組織の絶滅のみでなく、革命戦争、非合法組織へとプロレタリアートが自然発生的に突き進むのを防ぐためであり、自供を宣伝することによって遊撃戦、非合法組織の建設を止めた成員自らがこの道は敗北の道ですとプロレタリアートに言わせしめるためなのだ。吾々は、社会帝国主義、社会排外主義とは自らを自然発生的にはあれ區別して資本家、政治警察と非和解的に闘っている労働者運動の諸グループに注意の眼を向けなければならぬ。V

戦争派の支持者は君なく、その戦術は失敗したということとを証明しようとする事例を持ち出す。このような攻撃の仕方から、奴らは実によく訓練された自由世界を守る政治家であることを見て取れる。奴が私にもっとも強調したのは、君は鶴匠にあやつられる鶴だぞ、上意下達の上のよいように操られてくるのだぞ、そのことがまたワカラナイのか、君は革命家になぞしてもらえないから今の内に早く止めろ、たかが定時制高校を出たぐらいで、京大出、東北大出の人達と同等に話しが出来るかな、いつまでも使われるだけじゃないか、というブルジョア個人主義丸出しのものです。

読者、友人の諸君、このように奴らが言うてきたら次のことを考えなさい。オーストリアに政治的にもっともよく訓練された指導者などして、プロレタリアートはブルジョアジー、プチ、ブルジョア貴族の政党の行う政治活動と區別した独自の革命運動を形成する

ノトは言えないのだからということ。奴らの平等主義の文句に隠されているのは、このこと。ひとつの例をあげるとブルジョアジーの政治家は、財産・遺産・教育……e七cによりつて更によく訓練されているから美質な労働者など奸計にかけるのは朝メシ前だということ。ハスト権ストの政府の玉虫色の答を見よ、妥協のように見え、真実はどうでもなかった。はないか。Vこのような策謀家の軍勢を倒すにはプロレタリアートも優秀な政治指導者を作り出さねばならないということ。オニに先進帝国主義国の労働組合の指導者の労働貴族化、このよう労働に基礎を置く労働政党の官僚化は、組織に対する中央集権主義の思想を否定したことによつてもたらされていること。吾々が階級斗争に対するマルクス主義の原則にしっかりと依拠し、党建設をなすならば指導者の官僚化など存在し得ないということ。組合主義的政治をなすことによつてブルジョアジーの同盟者に転落している結果として

て労働貴族、労働官僚が發生しているのだということ。従つて吾々がプロレタリアートは、プロレタリアートの党の独自性を貫くために、指導の中央集権化、党に対する責任の地方分散化の組織原則を実施することとせまられている。このことによつて労働者は、自らの活動を党の組織する革命運動の一部分に生き生きと位置づけ得ること。オニに、労働者は革命家になどでもなれつゝないと言ふことに対しては簡単に次のように反論できる。永山則夫氏など最も良い代表である。この人物は獄中に於て独学にて文字を弄し難解な資本論、歴史を讀み、なし研究し、あまつさえ方人のムネを打つ文章をつぶり本を出版するではないか。今日の労働者は、オアリガタイ教育制度のおかげで努力するならば、たとえ独りででも自らを革命家へと仕上げる事ができるのだ。ヤマ、永山則夫氏などは獄中に居る学習の時間が多く取れたから……ということ。この真理を否定する人々が更に多く居ることを知つ

ている。だから労働者は革命家になれるし、是非とも革命家に多数ならねばならないということについて詳しく論じてみよう。

このこととレーニンが何をなすべきか、と何と云つて聞かされてみよう。……いくら何でも才能があつて前途有望な労働者自身の煽動家を、工場一日に一時も働かせない。われわれは彼の生活を党の資金でまかない適当なときに非合法状態にうつれるように心がけなければならない。というのは、そうしなければ多くの経験をも身につけることにはできないしその視野をひろげることにも憲兵との斗争にせめて数年もたてざることもできないだろうからである。労働者大衆の自然發生的高揚がいつもうまくまた深くなればなるほど労働者大衆は、才能ある煽動家だけでなく、才能ある組織者や宣伝家やよい意味の「實踐家」(……略……)をますます多数におくり出して行く。われわれが専門的訓練を受け永年の修業

を経て労働者革命家たち(そのうちもちろん可成りの兵種の革命家たち)の部隊をもつべきには、世界のどんな政治環境もこの部隊には齒がたない。なぜなら無条件に革命に身をさそつた人々からなるこの部隊は、もつとも広範な労働者大衆の同じように無条件的な信頼を受けるだろうからである。そしてわれわれが労働者にも「インテリゲンツィア」にも共通のこの職業革命家としての修業の道に労働者を「戻りたてる」ことがすくなく、労働者大衆や可成りの労働者にとつてはなにが「理解しやすい」かなどという愚かな論議によつて労働者をなげきもどして、はあいが多すぎるのは、まったくわれわれの罪なのである」(「レーニン全集」P五〇九〜五二〇)レーニンは、労働者大衆の自然發生的な高揚が深く深いほどに、有能な革命家を多数おくり出して行くといつて居るのだ。このことは真理である。

吾々は、六〇年代階級斗争において全共斗、反戦で

活動した人々が突に有能な人々を作り出し野左翼を一大社会勢力にしたといふことを知っている。吾々は有能な革命家は多数生まれた（共産主義者同盟（R.G.）には多数の反戦活動家が結集した。私自身その一人だ。）しかし未だ工場に勤め学校に行っていたといふことも知っているし又「ブルンプロ化」したし、この部分に対して経営細胞を美化する人々が「ブルンプロ」と揶揄した事も知っている。わが共産主義者同盟（R.G.）を除いたほとんどの党派が「ブルンプロ」の党派にあらたない労働運動の諸グループが、このブルンプロ「経営細胞」の地点からまったくいってよいほど進歩していかない。これは経営細胞論を採用した「コミンテルン」そして戦後の日本共産党が工場から経営細胞「パージ」されることによつて労働者に対する影響力をなくし社民の勢力を増大化させたしまった教訓をまろつたり学んでいないことに原因しているのである。経営細胞論を見つみよ「党組織の基礎は工場内の党細

胞である」、「党の政治的組織の事業の強調は工場細胞に移されなければならない。労働者大衆の日常的必要のための斗争指導によつて工場細胞はプロレタリア独裁のための斗争に彼らを導かねばならぬ」（工場細胞の組織に関する共産主義インターナショナル執行委員会の決議）

この党は「労働者大衆の日常的必要のための斗争指導によつて、プロレタリア独裁のための斗争に彼らを導くことが出来るであろうか？なるほど共産主義者は「雇主と政府に対する労働者の経済斗争」とは「経済主義」の事であり、この「斗争指導」によつては、依然して「プロレタリア独裁のための斗争に彼らを導く」ことは出来ない。「労働者階級解放のための斗争とは階級特権と独占のための斗争ではなく、平等の権利義務とあらゆる階級支配の廃止とを目的とする」といふマルクスも主張しているのではないが。

つまり「革命的活動全体の規模」が狭いのであり労働運動が自然発生のまま放置されると必ずヤブルジョアジーの庇護の下に入つていくといふことが理解されない。「労働者大衆の日常的必要のための斗争」とは「雇主と政府に対する経済斗争」以外の何ものであるだろうか？このような権取反対改良を目標とする政治、経済斗争は、プロレタリアートの党派性をプロレタリアに売り渡すものであり、プロレタリア独裁の否定である。この批判に対し、スターリン主義者は「深遠」に返答する。「労働者大衆の日常的必要のための斗争」が組合主義であることについて君達に言わねばならない。また労働者階級よりも遠くを見なければならぬ。「プロレタリアートの前衛部隊の見地に立ち、プロレタリアートの階級的利益を理解出来る水準に大衆をかかめることが出来る党だけが「このような党だけが労働

者階級を労働組合主義の道から引き離して彼らを独立した政治勢力に転化することが出来る」（レーニン主義の基礎）何とこれは大笑いである。「雇主と政府に対する経済斗争」を今は展開している。しかし党はこの政治（経済主義）のたどる筋道「運動の法則」「革命の法則」について知っているのだから現在の斗争に満足する労働者をわれわれ「前衛」は「革命の法則」階級斗争の発展法則というわけだ。教育し「労働組合主義」から「引き離し」さねばならない。つまり経済斗争は政治斗争に「発展・転化」し「民主主義斗争」はプロレタリア独裁のための斗争に「発展・転化」するといふ「法則」が存在するのだから、この戦術は必ず「民主主義」を完全に打ち取り、次にプロレタリア民主主義を打ち取るつとめる段階論「過程」としての戦術に過ぎないものである。この純粋民主主義ぶり、彼らが三十年代にスペイン、仏、ブルジョアジーと同盟を結び民主主義を守ることに腐心し社会党

主義、社会排外主義になつたのも当然である。われわれは諸階級の相互関係を正確に判断し、具体的政治問題においてプロレタリアートの独自性を貫徹せねばならないのだ。このことを忘れるからこゝろブルジョアジシの底意の下に入り、プロレタリアートの徹底的な敗北を招いたといふことをわれわれは歴史的教訓から徹底して学ばねばならない。

以上の検討から吾々は、彼らスターリン主義が経済主義であり段階論の戦術を採用してゐること、このような組合主義的政治こそが党活動の重要な後調しである工場細胞の活動にあくことを必然化させたといふことを見とれるだろう。なぜならレーニンは組合主義的政治を「革命的活動全体の規模が狭い」と批判したのであり、ナブジゲンが自然発生の蜂起に「果敢に整然たる組織」は対応できない。その組織は「革命そのものも見とみずだろつ」との言に對し「コイスクラヒのようにその綱領といわず戦術といわず組織活動といわ

影響力を社民に譲り渡してしまつた。ナブジゲンに對するは仕方なく地区別の責任になる他なかつたが、しかし、この責任は工場に細胞はいしシムパカにて始めて我態へ「明州者大衆の団結の必要のための斗争指導」してゐるものであり、芝刈ガライ、パージ、はいし非白化されることも早活動し得ず「失業」してしまふのである。革命的活動の場においても人員的「失業」となつてしまつたのである。ルンパロ化とはスターリン主義者の「革命的活動全体の規模」が狭く職業革命家の組織を否定した組織活動の狭小にもとづくものである事、この事をしっかりと見つけねばならない。

さて今日の階級斗争の情勢は、一方で、「紅旗」派の如く革命戦争を否定し、経営細胞論にのみたつき工場での細胞建設を唱う部分と、他方、武装斗争を追求し続ける非白化の小グループを生みだしてゐる。従つて、経営細胞・ルンパロ化といふ経営細胞論の弱

ずいつさいのものの重要を全人民的な政治的煽動にのみくもの、革命を見とみず恐れはもつとも少ないのである。(レーニン全集巻五五五六)と批判したからである。「いつさいのもの」の重要を全人民的な政治的煽動におくし党は労働者もインテリゲンツィアもともに職業革命家としての修業の道へと取り立てつけ、労働者を工場での活動にのみ縛りつけることはしないからである。スターリン主義は労働組合と政党とを混同したのであり、労働者の組織(職業的組織)と職業革命家の組織とを混同したのである。彼らには、レーニンの次の言葉がもつともふさわしい「社会民主党イコール労働者の組織者争のための」(レーニン全集巻五五五九)といふわけだ。(レーニン全集巻五五九)の検討を終わらねばならぬ。レーニンが「経営細胞」の問題を総括する。多くの先進国で民主主義におけるスターリン組織観の組織は経営細胞が工場からレッドパージされることにより労働者に対する

を一部総括したのみでは不充分であろう。吾々は後者に対しても経営細胞論の移括によつて充分に建設的職業革命家への修業への道へと呼びかけることかできらる。では、その職業革命家の訓練はいかにしてはされるか? 狭い政治的煽動ではなくては広い政治的煽動一全面的政治的暴露を全国政治新聞の駆使によつて組織の手工業性、細分性を克服してゆくことによつてはされるのだ。全国的政治新聞の駆使によつて日共・革マル・社会党などと系統的に歴史斗争を組織し、労働階級を訓練することによつて後から後から湧出する職業革命家の軍勢は、党の戦術の一部である階級戦を拡大してゆくであろう。この事によつてのみ、非白化受組の秘密機構を發展させる事かでき、政治警察として驚嘆させるであろう。その時こそ、私は政治警察に、見よ、金のゆたたる中卒者とは、ワイラ職業革命家の軍勢の事を言ひマンノヤックと言つてヤロウ。以上

起訴状についての意見表明(要旨)

竹内 毅

私は本一回公判の公定質問において、私の斗争と覺
手動を運ぶべく上で不利益であったが故に、されま
す懸念の逮捕、起訴、勾留は正当な法律上の手続
に属するものであることに対して抗議を行った。

本日の意見表明は、檢察官の公訴事實の内容について
の理解を促すわけであるが、私はやがてあつて、爆
発物取締罰則が憲法違反の法令であり、憲法の法令を
適用して捕養方及びそれを認めてゐる裁判所に対して、
私は原告の立場で、爆発物取締罰則のもの、及び捕
養、司法当局を被告として「シヨアマミー・人民」
に訴へるものである。

私はこの言葉を、もっぱら抵抗権や革命権の見地か
ら「シヨアマミー」にかゝるものである。この見地から
抵抗権、

の斗争の反映であつて、「祖国救済権を行使したナル
シヨアマミー」としては自からの政治的攻撃に対する抵
抗権や革命権を認めることは、その階級的利益と一致
せず、さういふ抵抗権を法体系から排除するに自ら
の利益を見いだしたからである。

さういふわけで、私の意見表明は、単に爆発物取締
罰則の違憲性を主張するにとどまることは出来な
ない。一般に右産主義者はマルシヨアマミーは起訴される裁判
を階級裁判と把握し、階級によつて被告とされた内容に
対して、それかマルシヨアマミーの支配を維持し、その
階級的利益を守るものとするは「シヨアマミー」の口
シヨアマミー・人民に對して政治的攻撃を施すことは
ならぬ。私はこの産主義者の一般的任務を完全に
承認し、今回の裁判にかゝる階級の利益は、単に階級
の内容を階級的に暴露するのみに止り、階級の利益の
形式そのものと斗争そのものとは違つておるものと認
む。したがって私はこの意見表明において、階級の政治的

悪しき政府に対する革命権と同じものは十八世紀の各
國の公権宣言に於いては高らたに尊重されてきた。今
日の日本國憲法では抵抗権・革命権の条項は尊重する
事にはばかられず、二・三の条項にその残存を見るに
過ぎない。これは今日的發展したマルシヨアマミー國家の憲
法に於ける事情である。今日のマルシヨアマミー國家は、抵
抗権や革命権を公認するに餘裕はないし、それ故
國家に對して抵抗権や革命権を承認せざるという態度
からの運動は、マルシヨアマミー國家の階級的性格をあらわ
すに、幻想を運ぶに止まる結果にならざるを得ないとい
のである。

もちも初期マルシヨアマミー社會に於ける抵抗権や革命
権が、旧体制に對する批判の中心として以外の意味にお
いて何か意義あるものであつたかといへば、それは對
して私は否定的である。とこのことは、抵抗権・革命権
とこの法的な予備的予備は、当時の社會に於ける階
級斗争の反映であり、旧体制に對するマルシヨアマミー
の斗争に對する言葉を、右産主義的政治者と結合させ
ておなほはならぬのである。

この私の任務は、また爆発物取締罰則に對する最高
裁の「合憲」判決そのものにかゝつて想定されるこの
側面をもつてゐる。とこのことは、最高裁判決は、爆発
物取締罰則が内容的に違憲であることについて何ら申
言せず、形式的根拠を欠いた全く形式的な「シヨ
アマミー」をもつては、この宣言に對して廢止の手続が
なされてはならないとせよと「合憲」を宣言してゐる
のである。とこの宣言する手続によつて、最高裁は、
この爆発物取締罰則の内容上の違憲性と、その形式的
内容上の判断に於ける論理的破綻とを明らかにし
てしまつてゐるのである。結局この「合憲」判決には
マルシヨアマミーの階級的な利益を守らなければならぬ
という最高裁の階級的立場が鮮明に表現されたい
のである。

もっぱらマルティョア階級の階級的利益にまでもずいて、合法化されているわけだから、私の原告としての立場は、ロリタリマートの階級的利益に立って、この布告に對する裁判を試みることにしようとして形成されるわけである。その際は、この布告に對する階級的發言は、単に布告に對する裁判としてなされるわけには十分であり、むしろ、今日のマルティョア階級の階級的意志が、この布告に集中的に表わされていること、したがってこの布告に集中的に表現されていること、の、マルティョア階級の階級的意志を告発することには、けがらはないと考える。

かくて私の意見表明は、以下の項目に従ってなされるべきである。

(一) マルティョア國家と法に對するわれわれの態度

(二) マルクス・エンゲルス・レーニンの國家と法に對する學說

(三) マルティョア國家と法に對する諸國家の見解に對する

る裁判

(四) マルティョア憲法に對する裁判

(五) 國家と法に對するマルクス・レーニン主義の理論の復讐

(六) 爆発物取締罰則に對するわれわれの態度

(七) 爆発物取締罰則違憲論

(八) 爆発物取締罰則は当局に對してどのように適用されるべきか

この復讐

(九) 起訴状記載の件について

(十) 起訴状及び説明書に對する我探明

(以上)

一九七七年 二月十四日

編集後記

政治警察の新たな攻撃、編集者の病氣等といった原因で、ニュース三号は大中に遅れてしまった。われわれは手工業性を一歩一歩克服していかなければならぬ。

ここに公表された田中同士の争いは、ス松署の看守を以て「田中はスライ」と言わしめ、玉川署の看守を大いに消耗させたものであったとともに、獄中・獄外を大きく勇気づけるものであった。読者諸君は、そうした争いばかりではなく、獄中からの報告をたんねんに分析することによって、かつて竹谷同志(水戸小刑在監)「今年世貧予定」が述べたことであるが、一層の戒備活動の習熟、組織上の純化に役立てるよう努力が要請されている。

救済ニュースは、公判が入ってくるに従って、段々と性格をかえていき、われわれの獄建設の前進を刻印していくだろう。

読者諸君の 圧倒的な投稿と公判斗争資金カンパを許せる。

一九七七年 三月十日

連絡先 横浜市西区高島町二一四一

横浜中央郵便局 私書箱 一七号

木せし社

カンパの送り先 オ一勸業銀行虎ノ門支店

口座番号 〇四六一二六二六二〇

(堀江啓男)

